



|   |  |       |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
|---|--|-------|----|-----|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|----|-----|
| <p><b>第一条</b> この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄<br/>(施行期日)</p>                                 | <p><b>二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員</b> 次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <table border="0"> <tr> <td>ハ ハニ</td><td>二種</td><td>五千円</td></tr> <tr> <td>ハ ニ</td><td>三種</td><td>四千三百円</td></tr> <tr> <td>ハ ニ</td><td>四種</td><td>三千五百円</td></tr> <tr> <td>ハ ニ</td><td>五種</td><td>三千円</td></tr> </table> <p><b>イ ハニ</b> 二種 五千五百円<br/>二種 四千五百円<br/>三種 三千八百円<br/>四種 三千円<br/>五種 二千五百円</p>  | ハ ハニ  | 二種 | 五千円 | ハ ニ | 三種 | 四千三百円 | ハ ニ | 四種 | 三千五百円 | ハ ニ | 五種 | 三千円 |
| ハ ハニ  | 二種   | 五千円   |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| ハ ニ   | 三種   | 四千三百円 |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| ハ ニ   | 四種   | 三千五百円 |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| ハ ニ   | 五種   | 三千円   |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| <p><b>第二条</b> この規則は、平成二十六年法律第二十二号の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二七年一月三〇日人事院規則九一九三一三) 抄<br/>(施行期日)</p>                    | <p><b>2 給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</b></p> <p><b>(勤務実績簿等)</b></p> <p><b>第四条</b> 各庁の長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。</p>   |       |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| <p><b>第五条</b> この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。</p> <p><b>附 則</b></p>   | <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p><b>（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）</b></p> <p>2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二条第二項第一号及び第三条第一号並びに第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年六月四日人事院規則一一二二)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一二年一月一七日人事院規則一一三一)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年一二月一五日人事院規則一一四六) 抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年七月二〇日人事院規則一一四八) 抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この規則は、平成十九年八月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年二月一一日人事院規則一一五一)</p> <p>この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年二月二日人事院規則九一九三一一)</p> <p>この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年五月二九日人事院規則一一六二) 抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二七年一月三〇日人事院規則九一九三一三) 抄</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年一一月二四日人事院規則九一九三一三)</p> <p>この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> |       |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |
| <p><b>第一条</b> この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二七年一月三〇日人事院規則九一九三一三) 抄<br/>(施行期日)</p> | <p><b>1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</b></p>  |       |    |     |     |    |       |     |    |       |     |    |     |

(定義)

**第二条** この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の人事院規則九一九三における暫定再任用職員に関する経過措置）

**第十五条** 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九一九三第一条第二項及び第三条第一項の規定を適用する。

（雑則）

**第二十五条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

**附則（令和五年三月三一日人事院規則一一七九一一）**

この規則は、公布の日から施行する。